

お知らせ掲示板

※市内は、市外局番 0287 を省略した表記にしています。

くらし

光ファイバー整備計画の達成状況を公表します

市の光ファイバー網は、未整備の地域を総務省の交付金で整備し、市内全域で高速光インターネットサービスの利用が可能となりました。整備計画の達成状況などの詳細は、下のQRコードから確認できます。



お問い合わせ
 〇シティプロモーション課
 ☎(62)7529

牛乳でまちづくり フォトキャンペーン

9月2日は市「牛乳の日」。そこで、牛乳を美味しく飲んでいる写真、牛乳を飲みたくなる写真を募集します。入賞者には乳製品の詰め合わせをはじめ、豪華賞品をプレゼント。詳しくは、ホームページを確認してください。

応募方法 地域ポータルサイト「きらきらホットなすしおばら」から応募

応募期間 9月1日(木)～30日(金)

申し込み・問い合わせ
 〇農務畜産課
 ☎(62)7149

本庁舎マイナンバー特設会場を移動します

本庁舎のマイナンバー特設会場を市民課に移動し、以降の交付などは市民課で受け付けます。

とき 9月7日(水)

お問い合わせ
 〇市民課
 ☎(73)5171

防災研修会 ～地域で取り組む防災活動～

内容 平成26年11月に発生した長野県北部地震についての防災講話

①白馬村の被害と復旧の状況について
 (白馬村職員)

②堀之内地区での救援活動について
 (元堀之内地区長 鎌倉宏氏)

とき 9月4日(日)
 午後2時～3時30分

ところ 三島公民館

対象 市民

定員 80人

※定員になり次第締め切り。

申し込み・問い合わせ
 〇三島コミュニティ事務局(三島公民館)
 ☎(36)8531

市商工会経済講演会 ～TPPと地域経済～

演題 TPPと地域経済 チャンスと課題

〇日本国内への影響

〇地方の農林業、製造業、観光その他サービスの業に訪れるチャンス

〇チャンスを活かすための課題

講師 中川淳司氏
 (東京大学社会科学研究所教授)

とき 9月2日(金)
 午後1時30分～3時30分

ところ 市商工会館

参加費 無料

定員 100人(事前申し込み)

申し込み・問い合わせ
 〇市商工会
 ☎(62)0373

小・中学生の木工作品を 展示します

市児童・生徒木工作品コンクールの作品を展示します。ぜひご覧ください。

〇小学生低学年の部(1～4年生)

〇小学生高学年の部(5・6年生)

〇中学生の部

とき 9月2日(金)～8日(木)

ところ いきいきふれあいセンター

お問い合わせ
 〇農林整備課
 ☎(62)7148

子どもの預け先がなくお困りの場合には

ファミリーサポートセンターは、子育てをサポートしてほしい人(利用会員)とサポートできる人(サポート会員)の仲介をします。会員登録の仕方や利用方法の詳細は、ファミリーサポートセンターにお問い合わせください。

たとえばこんな時、困ったことはありませんか？

- ・冠婚葬祭や病院、美容院に行きたいが、子どもを預けられる人がいない。
- ・仕事で保育園や習い事の送り迎えができない。
- ・この頃疲れている。たまには子どもを預けてリフレッシュがしたい。



そんな時、ぜひご利用ください！

子ども1人・1時間当たり

利用日	利用時間	利用料
平日	午前7時～午後7時	700円
	午後7時～9時	800円
土・日曜、祝日、年末年始	午前7時～午後9時	800円

※兄弟姉妹で預ける場合、2人目以降の利用料は、平日午前7時～午後7時までが300円。その他の時間は400円です。

※子育て応援券を使うことができます。

- 〇利用会員 市内に在住・在勤で、中学3年生までの子どもを養育している人
- 〇利用料 サポートが終了したら、左の表の金額をサポート会員に直接支払います

申し込み・問い合わせ
 ファミリーサポートセンター
 ☎0287(47)6252

HPはこちら!



市税などの納め忘れに注意！

お問い合わせ 〇収税課 ☎0287(62)7190

7月に国民健康保険税の納税通知が発送され、今年度の全ての市税などが課税されました。納期限を過ぎると、督促状や催告書などの通知が順次発送となりますが、平成27年度はそのための費用として**1,500万円以上**の税金が使われました。この費用は、納期限までに納付いただければ、その分を他の住民サービスに使うことができたものです。

無駄な税金を使わないためにも、税金は忘れずに納期限内に納めましょう。

【市税などの納期限の一覧】

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
市県民税(普通徴収)		1期(30日)		2期(31日)		3期(31日)			4期(31日)	
固定資産税	1期(31日)		2期(8月1日)					3期(26日)		4期(28日)
軽自動車税	1期(31日)									
国民健康保険税 後期高齢者医療 保険料(普通徴収)			1期(8月1日)	2期(31日)	3期(30日)	4期(31日)	5期(30日)	6期(26日)	7期(31日)	8期(28日)
介護保険料(普通徴収)			1期(8月1日)	2期(31日)	3期(30日)		4期(30日)	5期(26日)	6期(31日)	

納期限を過ぎると…

督促状や催告書の発送

納期限を過ぎても納付がない人に、督促状・催告書の送付、電話催告、自宅への訪問を行います。督促状を送付後、10日を経過した日までに納付がなければ、財産調査や差し押さえなどの滞納処分を行うことがあります。



今月のテーマ

相談急増!
 「お試し」
 のつもりが
 「定期購入」に

「こんな事例がありました」

- ①サブプリメントを初回お試し価格で購入。解約を申し出たが、定期購入だとして拒否された
- ②通信販売でお試し価格の健康食品を購入した。一度限りだと思っただが2回目が届いた。解約したいが電話がつかない

「問題点」

- ①「定期購入」や「解約不可」の表示がわかりにくい
- ②解約を申し出ると、通常価格を請求される
- ③解約方法が電話のみのため困難

「アドバイス」

〇商品注文する前に契約内容や解約条件を確認しましょう

《困ったときの連絡先》

消費生活センター
 (いきいきふれあいセンター内)
 ☎(62)79000

開設時間
 平日午前8時30分～午後5時